

令和 6 年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下、併せて「統一交渉団」という。）とは、平成 13 年 7 月 23 日付「基本合意書」、同年 12 月 25 日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成 14 年 1 月 28 日付「基本合意書」に基づき、令和 6 年 6 月 20 日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 いわゆる三省協議を引き続き進め、法務省及び文部科学省とも連携し、より一層の名誉回復と差別偏見除去に努める。
- 2（1） 国立ハンセン病療養所における医師の欠員状況については、近年、改善傾向にあるものの、なお欠員の解消に向けて取り組む必要がある。特に、副園長が長期不在の療養所があることについて厚生労働省は深謝し、令和 6 年 4 月から国立ハンセン病療養所医師確保対策官を設置したことも踏まえて医師確保のための対応を強化し、電子カルテ整備等の IT 対応に関して技術的支援を含む予算化及び円滑なシステム運用に努めるほか、栗生楽泉園、星塚敬愛園等の副園長確保について最優先事項として取り組むこととし、併せて、統一交渉団とも協議しつつ、医師の処遇改善のために関係機関への要求・調整を粘り強く行うなど医師の確保に最大限努める。
- （2） 国立ハンセン病療養所の定員については、入所者の高齢化の進行等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること、入所者本人の意思を尊重したライフサポート（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む。）の一層の充実を図ることが重要であること、国立ハンセン病療養所への政府の定員合理化計画に基づく定員削減による現場への影響が近時一層深刻になっていることについて指摘がある。厚生労働省は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえつつ、上記ライフサポートの取組に必要な人員確保など、今後の定員合理化計画への対応を含む定員に関する増員要求の実現など、引き続き良好で平穏な療養環境の充実のために必要な人員を確保する。また、三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を設ける。
- （3） 国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用並びに定員内の職員の退職後及び賃金職員の定員化後の期間業務職員の補充については、効果的な募集方法等に関する取組を進めるとともに、各施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できる運用を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。
- （4） 各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充については、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- （5） 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航については、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組む。

また、大島青松園の将来構想を検討する場の設置に向けて、関係地方自治体等に対する協力要請等の必要な対応を行う。

- （6） 各国立ハンセン病療養所への交通手段については、療養所によっては利用可能な公共交通機関の運行が限られていること等が入所者の家族等による訪問の際に課題となっていることを踏まえ、療養所職員による送迎支援又は送迎業務の委託契約により療養所訪問に係る交通手段の確保を図るとの取組方針の下、その実施に当たっては、療養所ごとの実情に応じた検討及び各入所者自治会への説明と理解が重要であることを踏まえ、各療養所で当該取組が実現できるよう調整を図る。
- （7） 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議並びに各国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修について、各々令和 6 年度中に実施できるよう必要な事項を協議する。
- 国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。
- （8） 国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス感染症対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のための対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図りながら、感染防止等対策の確保及び地域との交流の両立に努める。

- 3（1） 地域社会で生活する回復者が、ハンセン病特有の後遺症、心情等の個々の具体的な事情に応じた適切な医療及び介護を受けることができるよう、協力医の拡充等支援体制の充実に努めるとともに、個々の回復者と医療機関・介護事業者等をつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員（以下「専門相談員」という。）による支援の重要性に鑑み、専門相談員の配置及び拡充に努める。特に、沖縄県に関しては、退所者及び非入所者の実態及びニーズの把握に努めるとともに、これに即した「沖縄県ハンセン病対策事業」（令和 6 年度委託事業者：沖縄県ゆうな協会）の見直しを図り、沖縄本島、宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員の派遣等による支援及び今後の相談支援体制の検討、生活支援事業の改善及び充実、ゆうな診療所の医師確保に努める。
- （2） 厚生労働省の委託事業である「沖縄県ハンセン病対策事業」及び「ハンセン病対策事業社会復帰者等支援委託事業」（令和 6 年度委託事業者：ふれあい福祉協会）について、当事者のニーズや意見に添った適切な運営が行われるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及び P D C A サイクルの徹底を指導するとともに、適切な事業見直しが図られるよう、事業の評価及び管理・監督体制を整える。

特に、退所者・非入所者の多い首都圏・関西・奄美・熊本等への専門相談員の配置及び拡充に努める。

また、退所者給与金の現況調査や送金依頼のはがきの提出がない場合に、丁寧なフォローアップを行う。

- (3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を今年度中に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。
- (4) 各地での退所者・非入所者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者の「尊厳ある老後生活」を実現する支援策を検討する。

- 4 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

また、家族交流会事業等の家族関係事業については、家族に対する国の法的責任をふまえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることをしっかりと位置付けた上で事業実施する。

- (2) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

講師等派遣事業については、文科省及び法務省と連携しながら、より広く事業が展開できるよう努める。また、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、資料館における元患者本人及びその家族の証言の映像化等を早急に進め、啓発事業に活かすなど、啓発活動の充実に向けた取組を充実、強化する。

なお、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

- (3) 家族の被害回復及び偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害や思いを綴った書籍等を発行することの意義を踏まえ、その実現方法等につき、作業部会において協議を行う。
- (4) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには相談体制の整備、充実が必要不可欠であるところ、ピア相談事業の拡充・広報も含め、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行いつつ、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力する。
- (5) 国立ハンセン病資料館及び各地の療養所の資料館（社会交流会館）における、元患者家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、証言コーナーの充実を含め早急に展示の見直しを行い、家族訴訟及びその判決の内容、家族が被ってきた被害等に関する展示を整備する。また、その整備に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。
- (6) 家族補償法に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析し、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行いつつ、制度のさらなる周知広報等を行い、また偏見差別を恐れて請求を躊躇（ちゅうちょ）している家族も安心して補償金を受領できるためのきめ細やかな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力する。

- 5 (1) 歴史的建造物保存等検討会において保存計画書が承認された各療養所における歴史的建造物等の保存工事については、厚生労働省自らの事業であることを再確認し、各療養所において滞りなく計画が実施できるよう、本省においても、予算確保、進捗状況の管理など、責任を持って取り組む。

- (2) 各療養所の歴史的建造物等の保存計画策定については、将来構想と並行して地元自治体とのワーキンググループを立ち上げている療養所がある一方、地元自治体との連携が困難な事情のある療養所が少なくない。これを踏まえ、厚生労働省としては、各療養所と地元自治体の連携を進めるために、本省自らが本取組の中に入る必要があることを自覚し、療養所と地元自治体から積極的に意見聴取を行う。

- (3) 厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、同省の進める施策とも方向性を共有しているものと理解する。引き続き、国民合意の下で総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟での議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく。

- 6 療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることを改めて確認し、統一交渉団との意見交換会の経過が継承されず、その開催が継続されていない現状を反省して、その継続的な開催を行い、これらの課題の具体的内容について協議、検討する。なお、永続化問題の解決に関しては、奄美市を始めとする関係地方自治体の意向調査などを行うこととする。

- 7 療養所に保存された個人情報を含む諸資料の管理の在り方や、都道府県に保管されているハンセン病問題に関する文書の管理の在り方については、引き続き、統一交渉団との間で意見交換会を開催して、協議を行う。

令和6年9月27日

統一交渉団
代表

代理 佐々木 正樹

ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

濱地 雅一